

建築手続きフロー(建築物に関する段階的諸手続きと概要)

項目	種別	時期	概要	基準等	窓口等
1 工業集積地域土地取引事前手続要綱	届出	土地売買契約6か月前までに	工業集積地域内の9,000㎡以上の土地取引で、売主は契約の6か月前までに市に事前届出要。		建築局 企画課 Tel.045-671-3628 【JNビル14F:中区相生町3-56-1】
2 公有地拡大推進法	届出	土地売買契約前に	(事前届出): 一定の要件に該当する横浜市内の土地を有償譲渡しようとする場合、土地所有者は契約締結前に横浜市長に届け出ることが義務付けられています。地方公共団体等はその土地の買取を希望する場合、優先的に買取の協議を行うことができます。 (申出): 横浜市内の200㎡以上の土地について地方公共団体等に買取を希望するときは、市長に申し出ることができます。	(事前届出) ・有償で譲渡する土地の面積が200平方メートル以上で、その一部でも都市計画施設の区域や都市計画道路等にかかる場合 ・市街化区域で5,000平方メートル以上の土地を有償譲渡する場合 http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/toti/koukakuhou/youken/	財政局 管財課管理係 Tel.045-671-3977 【市庁舎4F:中区港町1-1】
3 国土利用計画法	届出	土地売買等の契約日を含め2週間以内に	市街化区域2,000㎡以上、市街化調整区域5,000㎡以上の土地取引を行った場合、土地売買等の契約締結日を含めて2週間以内に買主が国土利用計画法に基づく届出要。	・利用目的に係る土地の面積(市街化区域:2,000㎡以上、市街化調整区域:5,000㎡以上)が対象 ・一団地の取引をする場合、2,000㎡未満の契約でも、届出の対象になる場合があります。 ・売主が国、地方公共団体、独立行政法人の場合は、届出不要 ・対象となる取引は、売買、交換、信託受益権等	都市整備局 企画課 Tel.045-671-3953 【市庁舎6F:中区港町1-1】

項目	種別	時期	概要	基準等	窓口等
4 建設リサイクル法等	届出	工事着手の7日前まで	特定建設資材を用いた建築物等の解体工事で一定規模以上の工事に事前届出、分別解体等、再資源化等を義務付け。	・建築物の解体工事で延べ床面積80㎡以上は届出要(80㎡未満の解体工事も指導要綱により届出要) ・建築物以外の工作物に関する解体工事(土木工事等)で請負金額500万円以上は届出要。	資源循環局 産業廃棄物対策課 Tel.045-671-3446、3449 【松村ビル8F:中区住吉町1-13】

事前調査
5 敷地状況 6 道路調査 7 用途地域 8 建ぺい率 9 容積率 10 高度地区 11 防火指定 12 日影規制等
行政地図情報提供システムの「i-マップ」(まちづくり地図情報)や「よこはまのみち」(道路台帳図情報)等を活用することにより、様々な情報を調べることができます。ぜひご利用ください。 http://www.city.yokohama.lg.jp/

項目	種別	時期	概要	基準等	窓口等
13 横浜市環境影響評価条例(環境アセスメント)	事前手続		計画の立案段階。(第1分類事業)配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書、事後調査報告書等の提出。(第2分類事業)配慮書、判定届出後に手続き要不要を判定し、要の場合は第1分類事業と同様。	高層建築物(第1分類事業:高さ100m以上かつ延べ面積50,000㎡以上、第2分類事業:高さ75m以上100m未満かつ延べ面積50,000㎡以上)、工場及び事業場、電気工作物、自然科学研究所、廃棄物処理施設、下水道終末処理場、運動施設・レクリエーション施設等の建設、工業団地・流通業務団地の造成、土地区画整理事業、開発行為に係る事業(第1分類事業:市街化区域内20ha以上、市街化調整区域内10ha以上、第2分類事業:市街化区域内15ha以上20ha未満、市街化調整区域内7.5ha以上10ha未満)等は、手続き要。 ※規模要件の詳細については窓口へお問い合わせください。	環境創造局 環境影響評価課 Tel.045-671-2495 【関内中央ビル8F:中区真砂町2-22】
14 横浜市開発調整会議要綱	事前協議	月1回の開発調整会議の20日前までに審査願いの提出	都市づくりの総合かつ効率的な推進のための、横浜市開発事業の調整等に関する条例等の手続きに入る前段階の土地利用の総合調整。開発調整会議審査願提出。	・市街化区域内の開発・建築行為(面積10ha以上の開発、計画戸数500戸以上の共同住宅の建設、工業系用途地域内で工業系施設以外の開発・建築行為で、敷地面積0.5ha以上、ただし、共同住宅の場合は計画戸数200戸以上。) ・市街化調整区域内の開発・建築行為(農地、山林等からの開発で0.3ha以上の開発行為。それ以外は1ha以上の開発行為。都市計画法に基づく建築許可を要する建築行為で、敷地面積が1ha以上。都市計画法の許可を要しない開発・建築行為で、開発区域面積又は敷地面積が0.3ha以上。廃棄物処理施設、処分地等の立地に関するもの。開発行為とならない形質変更で、区域面積が0.5ha以上)等	(総合窓口)建築局 宅地企画課 Tel.045-671-2946 【JNビル4F:中区相生町3-56-1】 ※開発調整会議審査願の提出等は、所管の窓口になります。
15 開発事業調整等条例	届出協議同意	届出:計画立案の前協議:同意までに協議終了同意:物件により、次のとおり許可物件:許可申請前までに同意 大規模共同住宅:建築確認申請の前までに同意	開発事業を行う場合、開発事業調整等条例の同意が必要。 「開発事業計画に関する同意書」交付後に開発許可申請・確認申請	・開発・宅造(市街化区域:500㎡以上、市街化調整区域:すべて)・敷地3,000㎡以上の市街化調整区域の建築(開発を除く。)の場合は事前手続要。 ・大規模の共同住宅の建築(商業・近商地域200戸以上、その他地域100戸以上)の場合は、事前手続要。 ・斜面地開発の場合:「地下室マンション条例」の内容も併せて審査。	建築局(建築・宅地指導センター) 【昭和シェル山下町ビル3F:中区山下町193-1】 宅地審査課(市街化区域) [旭・保土ヶ谷・瀬谷・泉・南]Tel.045-210-9813 [港南・磯子・金沢・戸塚・栄]Tel.045-210-9814 [緑・青葉・都筑] Tel.045-210-9815 [鶴見・西・港北・神奈川・中]Tel.045-210-9817 調整区域課(市街化調整区域) [西・旭・磯子・金沢・戸塚・栄・青葉・緑]Tel.045-210-9895 [鶴見・神奈川・中・南・保土ヶ谷・港南・瀬谷・港北・都筑・泉]Tel.045-210-9896 建築局 中高層調整課 Tel.045-671-2350~1 【JNビル14F:中区相生町3-56-1】
16 土壌汚染対策法(一定規模の土地の形質変更)	事前届出	3,000㎡以上の土地の形質変更時に届出が必要、場合によっては土壌の調査を行ってから、形質変更を実施	汚染されている土地において土地の形質の変更が行われれば、その土地の汚染が拡散するリスクを伴うことから、調査を行い、必要に応じて要措置区域等に指定して、土地の形質の変更の規制等適切な管理を行うことで人の健康被害のおそれがないようにする。	土地の形質変更の面積が3,000㎡以上の場合、形質変更の届出が必要。(行政の審査により、土壌調査が必要になる場合もある。)	環境創造局 水・土壌環境課 Tel.045-671-2494 【関内中央ビル8F:中区真砂町2-22】
17 開発許可	許可	開発事業調整条例の手続終了後	開発行為(都計法第4条12項)を行う場合は同法第29条許可要。500㎡以上(調整区域内はすべて)	・建築物の建築、特定工作物の建設を目的とした区画形質の変更 ・市街化区域:500㎡以上、市街化調整区域:すべて ・道路、公園、排水施設、給水施設等の基準設定	建築局(建築・宅地指導センター) 【昭和シェル山下町ビル3F:中区山下町193-1】 宅地審査課(市街化区域) [旭・保土ヶ谷・瀬谷・泉・南]Tel.045-210-9813 [港南・磯子・金沢・戸塚・栄]Tel.045-210-9814 [緑・青葉・都筑] Tel.045-210-9815 [鶴見・西・港北・神奈川・中]Tel.045-210-9817 調整区域課(市街化調整区域) [西・旭・磯子・金沢・戸塚・栄・青葉・緑]Tel.045-210-9895 [鶴見・神奈川・中・南・保土ヶ谷・港南・瀬谷・港北・都筑・泉]Tel.045-210-9896
18 宅造許可	許可	建築確認の前まで	宅地造成規制区域内で一定の造成工事を行う場合は同法8条許可要。	2m超切土、1m超盛土、切盛計2m超の崖ができるもの。切盛土面積500㎡超。擁壁、排水施設等の基準設定。宅地造成区域外は工作物申請。	
19 風致地区条例(宅地の造成等)	許可	開発・宅造協議時	風致地区内で一定の造成工事等を行う場合。対象規模が開発・宅造と異なる場合があるので注意。		建築局(建築・宅地指導センター) 建築環境課 Tel.045-210-9928 【昭和シェル山下町ビル7F:中区山下町193-1】
20 道路位置指定	事前協議	計画立案の前	道路の位置の指定を受けようとする場合は事前審査等要。	・本申請は道路築造終了後 ・宅造許可、工作物申請を伴う場合は検査済証発行後 ・開発許可対象とならない500㎡未満の土地に限る(市街化区域)	建築局(建築・宅地指導センター) 宅地審査課(市街化区域) 【昭和シェル山下町ビル3F:中区山下町193-1】 [旭・保土ヶ谷・瀬谷・泉・南]Tel.045-210-9813 [港南・磯子・金沢・戸塚・栄]Tel.045-210-9814 [緑・青葉・都筑] Tel.045-210-9815 [鶴見・西・港北・神奈川・中]Tel.045-210-9817 調整区域課(市街化調整区域) 【昭和シェル山下町ビル3F】 [西・旭・磯子・金沢・戸塚・栄・青葉・緑]Tel.045-210-9895 [鶴見・神奈川・中・南・保土ヶ谷・港南・瀬谷・港北・都筑・泉]Tel.045-210-9896 建築道路課 Tel.045-210-9879 【昭和シェル山下町ビル7F】
21 廃棄物の処理及び清掃に関する法律横浜市廃棄物埋立跡地利用に係る指導要綱	届出	着手の30日前(法のみ)	廃棄物が地下にある土地において、その土地の形質変更を行う場合、届出が必要。届出前に事前協議が必要。	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17に基づく「指定区域」として指定された土地 ・上記のほか、最終処分場跡地	資源循環局 産業廃棄物対策課 Tel.045-671-2515 【松村ビル8F:中区住吉町1-13】

事前手続	項目	種別	時期	概要	基準等	窓口等
22	中高層建築物等環境保全条例	事前手続	建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申請の概ね50日以上前	住居系地域:10m超・1,000㎡超・特定用途の建築等、非住居系地域:15m超・特定用途の建築等を行う場合、 事前手続 を要。	現地に計画周知のための標識設置し、近隣住民に説明義務。周知説明期間20日以上経過後、近隣説明等報告書提出。横浜市意見書を建築確認申請に添付	建築局 中高層調整課 Tel.045-671-2350~1 【JNビル14F:中区相生町3-56-1】
23	都市計画施設区域内建築制限	許可	建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申請の前	都市計画決定線の位置確認手続及び、都市計画施設内で建築等を行う場合は都市計画法第53条(事業認可前)又は第65条(事業中)の 許可 を要。(事業中は原則不許可)	許可基準(都市計画法第54条)・3階以下(地階を有しない)・木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等・65条許可についてはお問い合わせください。	建築局 都市計画課 Tel.045-671-3510 【JNビル14F:中区相生町3-56-1】
24	狭あい道路拡幅整備事業(条例)	事前協議	建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申請の30日以上前	[整備促進路線]に接した敷地で建築等を行う場合は 事前協議 を要。	現地の測量、道路中心線の決定、助成金制度	建築局(建築・宅地指導センター) 建築道路課 Tel.045-210-9880 【昭和シェル山下町ビル7F:中区山下町193-1】
25	狭あい道路拡幅整備事業(要綱)	事前手続	建築確認前(事前相談)	原則として、個人住宅の敷地で境界線が確定している公道を含む狭あい道路の後退用地の舗装整備、後退支障物件の除去、移設等に対し助成を受ける場合。		建築局(建築・宅地指導センター) 建築道路課 Tel.045-210-9880 【昭和シェル山下町ビル7F:中区山下町193-1】
26	建築基準法第43条第1項ただし書き許可	許可	建築確認前(事前相談)	建築基準法第43条第1項ただし書きの規定により、同法の接道規定を満たさない敷地に対する許可。	現地整備状況の確認、幅員条件、建築条件	建築局(建築・宅地指導センター) 建築道路課 Tel.045-210-9879 【昭和シェル山下町ビル7F:中区山下町193-1】
27	横浜市市街地環境設計制度	許可	建築確認前(事前相談)	容積率・高さ等の緩和を受ける場合。協議に相当期間を要するため注意。	・敷地規模及び空地率、前面道路幅員、公開空地率 ・建築審査会の同意必要(協議に相当期間を要するので注意)	建築局(建築・宅地指導センター) 建築環境課(市街地建築係) Tel.045-210-9920 【昭和シェル山下町ビル7F:中区山下町193-1】
28	一団地認定・連担建築物設計制度	認定	建築確認前(事前相談)	認定を受ける場合。認定区域内で増築を行う場合は再度認定を要。	・認定基準あり、認定区域内で増築を行う場合も手続が必要、認定区域の確認は建築環境課窓口まで	建築局(建築・宅地指導センター) 建築環境課(市街地建築係) Tel.045-210-9920 【昭和シェル山下町ビル7F:中区山下町193-1】
29	建築基準法の許認可(最低限敷地規模・日影・道路内等)	許認可	建築確認前(事前相談)	建築基準法の特例許認可を受ける場合。協議に相当期間を要するため注意。	・建築審査会の同意必要(協議に相当期間を要するので注意) ・最低敷地規模、日影、道路内建築等については建築審査会包括同意基準あり	建築局(建築・宅地指導センター) 建築環境課(市街地建築係) Tel.045-210-9920 【昭和シェル山下町ビル7F:中区山下町193-1】
30	市建築基準条例等の許可(路地状敷地・災害危険区域・接道等)	許可	建築確認前(事前相談)	建築基準条例等の特例許可を受ける場合。	・路地状敷地については昭和47年7月1日以前の敷地が対象 ・災害危険区域については、崩壊防止工施工済の場合は許可不要	建築局(建築・宅地指導センター) 建築環境課(市街地建築係) Tel.045-210-9920 【昭和シェル山下町ビル7F:中区山下町193-1】
31	風致地区条例	許可	建築確認申請の前	風致地区内で建築物、工作物等の新・増築等、宅地の造成等、建築物等の色彩変更等を行う場合に 許可 を要。	・種別:第1種風致地区~第4種風致地区、・建ぺい率(20%~40%)、容積率、高さ ・角地緩和無 ・外壁後退(1m~3m)、意匠等	建築局(建築・宅地指導センター) 建築環境課(建築環境係) Tel.045-210-9928 【昭和シェル山下町ビル7F:中区山下町193-1】
32	福祉のまちづくり条例	事前協議	建築確認申請の40日(一部30日)以上前	指定建築物を新設、改修する場合は 事前協議 を要(建築物以外は健康福祉局福祉保健課)。	・(官公庁・福祉・医療・教育・集会・金融・公益)施設・美容等(全施設) ・物販店・飲食店・サービス店舗・興行施設・遊興施設(300㎡以上) ・(宿泊・運動・展示・複合)施設・共同住宅・事務所・工場等(1,000㎡以上)	建築局(建築・宅地指導センター) 建築環境課(建築環境係) Tel.045-210-9928 【昭和シェル山下町ビル7F:中区山下町193-1】
33	CASBEE横浜(建築物環境配慮制度)	届出	建築確認申請の21日前	建築物の建築に際して、建築主の総合的な環境配慮の取組を促す制度。	・床面積(増築又は改築:当該部分床面積)の合計が2,000㎡以上の建築物[特定建築物] ・全ての用途が対象 ・床面積2,000㎡未満の場合は希望者のみ	建築局(建築・宅地指導センター) 建築環境課(建築環境係) Tel.045-210-9928 【昭和シェル山下町ビル7F:中区山下町193-1】
34	省エネルギー法	届出	工事着手の21日前	特定建築物を建築又は改修する場合は計画書を提出要。	・延面積300㎡以上の建築物で、新築及び増築、一定規模以上の改修工事が対象・届出年度から3年ごとに定期報告必要	建築局(建築・宅地指導センター) 建築環境課(建築環境係) Tel.045-210-9928 【昭和シェル山下町ビル7F:中区山下町193-1】
35	バリアフリー法の認定	認定	建築確認前(事前相談)	特定建築物で利用円滑化誘導基準を満たす建築物を認定。協議に相当期間を要するため注意。	・病院、劇場、集会場、百貨店、老人福祉施設、体育館、博物館、公衆浴場、サービス店舗、停車場、公共車庫、公衆便所、公益建築物等	建築局(建築・宅地指導センター) 建築環境課(建築環境係) Tel.045-210-9928 【昭和シェル山下町ビル7F:中区山下町193-1】
36	長期優良住宅建築等計画の認定	認定	工事着手前(確認申請)	長期優良住宅の普及促進に関する法律による認定を受ける場合。	認定基準については登録住宅性能評価機関等で技術的審査を行い、長期優良住宅としての性能等を認定。	建築局(建築・宅地指導センター) 建築環境課(建築環境係) Tel.045-210-9928 【昭和シェル山下町ビル7F:中区山下町193-1】
37	駐車場条例	届出	建築確認申請前(事前相談)	一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合は 事前協議届出 を要。	・近商、商業、整備地区:1,000㎡≦特定+非特定(共同住宅等を除く)/2 ・住居系、工業系:2,000㎡≦特定 ・附置台数・駐車スペース・出入口・車路・配置等の基準有り	建築局(建築・宅地指導センター) 建築審査課(審査検査係) 【昭和シェル山下町ビル5F】 [鶴見・神奈川・西・保土ヶ谷・港北・緑・青葉・都筑] Tel.045-210-9857 [中・南・港南・磯子・金沢・旭・戸塚・栄・泉・瀬谷] Tel.045-210-9930
38	駐車場法	届出	工事着手前(事前相談)	駐車スペースの面積が500㎡以上で一般公共の用に供される有料駐車場は 届出 を要。	・出入口位置・車路幅員及び回転半径・設備等の構造基準有り	都市整備局 都市交通課 Tel.045-671-3853 【市庁舎6F:中区港町1-1】
39	ワンルーム形式集合建築物指導基準	事前協議	建築確認申請時	ワンルーム建築物で階数2以上のワンルーム形式住戸(10戸以上)の場合は 事前協議 を要。	・外壁後退(隣地:50cm以上) ・住戸最小面積18㎡ ・天井高2.3m以上、界壁設置、管理人室(30戸以上) ・ゴミ置場、自転車置場(50%)、駐車場(30%)等	建築局(建築・宅地指導センター) 建築審査課(審査検査係) 【昭和シェル山下町ビル5F】 [鶴見・神奈川・西・保土ヶ谷・港北・緑・青葉・都筑] Tel.045-210-9857 [中・南・港南・磯子・金沢・旭・戸塚・栄・泉・瀬谷] Tel.045-210-9930
40	市街化調整区域内許可	許可	建築確認申請の前(敷地面積が3,000㎡以上のもは開発事業調整条例の手続終了後)	建築行為を行う場合、原則として都市計画法第43条 許可 を要。	・市街化調整区域内での建築物の建築は、原則として開発審査会提案基準等に該当する必要あり。	建築局(建築・宅地指導センター) 調整区域課 【昭和シェル山下町ビル3F】 [西・旭・磯子・金沢・戸塚・栄・青葉・緑] Tel.045-210-9895 [鶴見・神奈川・中・南・保土ヶ谷・港南・瀬谷・港北・都筑・泉] Tel.045-210-9896
41	建築協定	事前協議	建築確認申請の前	運営委員会に 連絡 を要。	・建築物に関する基準は協定毎に定められています。(敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備) ・建築確認申請前に運営委員会と事前協議が必要。 ・協定に適合していることが必要。	都市整備局 次の担当課にお問い合わせください。【市庁舎6F:中区港町1-1】 [下記を除く地区] 地域まちづくり課 Tel.045-671-2667 ※いえ・みち まち改善事業地区 地域まちづくり課 Tel.045-671-2691 [関内・関外・横浜駅周辺]新横浜駅周辺 京浜臨海部 都市再生推進課 Tel.045-671-2673、2693 [みなとみらい21地区] みなとみらい21推進課 Tel.045-671-3516 [青葉区] 青葉区区分推進課 Tel.045-978-2217 【青葉区市ヶ尾町31-4】 * 建築協定に関する協議先は、各建築協定運営委員会 * 地域まちづくりプランに関する協議先は、認定を受けた各地域まちづくり組織
42	地域まちづくり推進条例(地域まちづくりプランに関する協議、地域まちづくりルールに関する届出)	事前協議・届出	(プランに関する協議)計画立案の前(ルールに関する届出)建築等の確認・認定・許可申請しようとする日又は着手日の30日前	地域まちづくり組織に 連絡 ・ 事前協議 を要。地域まちづくりルールの地域内で建築等を行う場合は、 届出 も要。	各地区の地域まちづくりプラン、地域まちづくりルールの内容に応じて、地域まちづくり組織と事前協議を要。プランに配慮・整合、ルールに適合していることが必要。	都市整備局 次の担当課にお問い合わせください。【市庁舎6F:中区港町1-1】 [下記を除く地区] 地域まちづくり課 Tel.045-671-2667 ※いえ・みち まち改善事業地区 地域まちづくり課 Tel.045-671-2691 [市街地整備事業周辺]市街地整備推進課 Tel.045-671-2678 [横浜駅周辺]都市再生推進課 Tel.045-671-2693 [関内・関外・新横浜駅周辺]都市再生推進課 Tel.045-671-2673 [みなとみらい21地区]みなとみらい21推進課 Tel.045-671-3516 [青葉区]青葉区区分推進課 Tel.045-978-2217 【青葉区市ヶ尾町31-4】
43	地区計画区域内の届出、横浜市区画調整区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく建築物等の形態意匠の認定	届出・認定申請	届出は、工事に着手する日の30日前までに行う。届出及び認定申請は建築確認申請前。	建築物等の新・増築等を行う場合は 届出 (工事着手30日前)を要。また、形態意匠の制限が条例に位置づけられている場合は、認定申請を要。	・地区整備計画に適合した計画が必要 用途・敷地規模・高さ・外壁後退・形態意匠等その他(住戸規模等)	都市整備局 次の担当課にお問い合わせください。【市庁舎6F:中区港町1-1】 [下記を除く地区] 地域まちづくり課 Tel.045-671-2667 ※いえ・みち まち改善事業地区 地域まちづくり課 Tel.045-671-2691 [市街地整備事業周辺]市街地整備推進課 Tel.045-671-2678 [横浜駅周辺]都市再生推進課 Tel.045-671-2693 [関内・関外・新横浜駅周辺]都市再生推進課 Tel.045-671-2673 [みなとみらい21地区]みなとみらい21推進課 Tel.045-671-3516 [青葉区]青葉区区分推進課 Tel.045-978-2217 【青葉区市ヶ尾町31-4】
44	街づくり協議地区	事前協議	計画立案の前	街づくり協議地区内で建築等を行う場合は 事前協議 を要。	・協議内容は地区毎に定められています ・共同化、壁面後退等、環境、駐車場、景観デザイン、緑化 ・協議書(案内図、配置図、平面図、立面図、断面図)	都市整備局 次の担当課にお問い合わせください。【市庁舎6F:中区港町1-1】 [下記を除く地区] 地域まちづくり課 Tel.045-671-2667 ※いえ・みち まち改善事業地区 地域まちづくり課 Tel.045-671-2691 [市街地整備事業周辺]市街地整備推進課 Tel.045-671-2678 [横浜駅周辺]都市再生推進課 Tel.045-671-2693 [関内・関外・新横浜駅周辺]都市再生推進課 Tel.045-671-2673 [みなとみらい21地区]みなとみらい21推進課 Tel.045-671-3516 [青葉区]青葉区区分推進課 Tel.045-978-2217 【青葉区市ヶ尾町31-4】
45	山手景観保全保全要綱	事前協議	建築確認・許可申請、風致地区内行為許可申請、営業許可申請の前	建築物、工作物、土木構造物の新築、増築、改修、塗替、開発、宅造は 事前協議 を要。	・建築物用途、高さ、景観(緑化、眺望、色彩、形態、外観広告物、サイン)、営業時間等 ・申請書、案内図、配置図、平面図、立面図(着色)	都市整備局 都市再生推進課 Tel.045-671-3858【市庁舎6F:中区港町1-1】
46	景観計画区域内の届出	届出	工事着手の30日前まで	関内地区・みなとみらい21新港地区において建築物・工作物の新築、増築や外観変更等、ライトアップを行う場合に 届出 を要。みなとみらい21中央地区において建築物の新築、増築や外観変更等を行う場合に 届出 を要。	・関内地区:形態意匠、最高高さ、壁面の位置の指定、特定照明 ・みなとみらい21中央地区:形態意匠、高さ、壁面の位置の指定(対象行為や提出書類等については右記までお問い合わせください。)	都市整備局 【市庁舎6F:中区港町1-1】 [関内地区] 都市再生推進課 Tel.045-671-2673 [みなとみらい21中央地区] みなとみらい21推進課 Tel.045-671-3516
47	都市景観協議地区	事前協議	設計の早い段階(計画立案時)	関内地区・みなとみらい21中央地区・みなとみらい21新港地区において建築物・工作物の新築・増築、外観変更、屋外広告物の表示等を行う場合に 事前協議 を要。	魅力ある都市景観の創造のため、設計の指針を地域毎に定めています。(対象行為や提出書類等については右記までお問い合わせください。)	港湾局 【産業貿易センター5F:中区山下町2】 [みなとみらい21新港地区] 企画調整課 Tel.045-671-7342
48	土地地区画整理区域内建築制限	許可	確認申請前又は許可申請前	事業区域内で建築等を行う場合は都計法第53条(土地地区画整理事業認可前)又は土地地区画整理法76条(認可後) 許可 を要。	・土地の形質の変更 ・建築物の新築・増築・改築等 ・5トン以上の物件設置、堆積	都市整備局 都市再生推進課 Tel.045-671-3858 市街地整備推進課 Tel.045-671-3513 【戸塚駅前地区中央地区】 戸塚駅周辺開発事務所 企画調整課 Tel.045-866-2470 【金沢八景駅前地区】 金沢八景駅前開発事務所 Tel.045-782-7321
49	ごみ集積場所設置基準	事前協議	計画立案の前	10戸以上の住宅を建築する場合は 事前協議 を要。	・1戸あたり概ね0.13㎡(ワンルームは0.08㎡)を確保 ・上屋設置、コナテ設置の場合は、基準(高さ、通路幅員勾配等)有り ・協議書2部(付近見取図、配置図、住戸数)	資源循環局 各収集事務所
50	マンション等集合住宅建設にかかる事前協議要領	届出	計画立案時	原則50戸以上(戸建住宅は30戸以上)の住宅等を建築する場合は 届出 及び 事前協議 を要。	・建設時期、入居時期、物件情報 ・独身寮等、住戸専有面積30㎡以下は除外	教育委員会事務局 学校計画課 Tel.045-671-3252 【関内駅前第一ビル3F:中区真砂町2-12】
51	工業地域及び準工業地域の共同住宅建築指導基準	事前協議	建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申請の概ね3ヶ月以上前	敷地面積が500㎡以上の共同住宅・寮等の新築、増築等を行う場合は 事前協議 を要。	・近接工場等との協議、重要事項説明書等の記載事項指導 ・防音、振動、臭気対策 ・緑化条例の基準による緩衝緑地設置 ・(居住環境・都市環境・生産環境)の保全措置	経済局 ものづくり支援課 Tel.045-671-2597 【関内駅前第一ビル5F:中区真砂町2-12】
52	集合住宅等の防音対策指導	届出	建築確認申請の前(中高層手続と並行して)	幹線道路、鉄道沿線地域等で集合住宅を建設する場合は 防音対策 を要。	・幹線道路(高速自動車道、自動車専用道路、一般国道の一部、鉄道沿線)50m以内 ・住居系(H10m以上or4F以上)、非住居系(H15m以上or5F以上) ・開発面積0.1ha以上の開発事業	環境創造局 交通環境対策課 Tel.045-671-2886 【関内中央ビル8F:中区真砂町2-22】
53	事業用大規模建築物廃棄物等保管場所設置の届出	事前協議	計画立案の前	大規模建築物を建設する場合、 事前協議 (計画立案時)と 届出 (確認申請前まで)が必要。	・事業の用に供する部分の延床面積が3,000㎡以上 ・大店立地法に規定する大規模小売店舗 ・小売店舗のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分の延床面積が500㎡を超え1,000㎡以下	資源循環局 一般廃棄物対策課 Tel.045-671-3818 【松村ビル8F:中区住吉町1-13】
54-1	建築物の緑化協議(緑の環境をつくり育てる条例)	事前協議	建築確認申請の前	建築確認申請前、 緑化協議書 締結。敷地面積500㎡以上。	・敷地面積500㎡以上の全ての建築行為	
-2	緑化地域制度	適合証明・許可	建築確認申請の前	建築行為の事前、緑化率の証明通知書を取得し、建築申請に添付。(住居系用途地域で敷地面積500㎡以上)	・敷地面積500㎡以上の建築物の新築、増築(住居系用途地域内) ・緑化率10%以上	環境創造局 みどりアップ推進課 Tel.045-671-3946 【関内中央ビル6F:中区真砂町2-22】
-3	地区計画条例緑化率の制限	適合証明・許可	建築確認申請の前(地区計画区域内の届出前)	建築行為の事前、緑化率の証明通知書を取得し、建築申請と地区計画区域内の届出に添付。	・条例により緑化率の制限が位置づけられている区域内での建築物の新築、増築 (地区計画区域内) ・対象となる敷地面積、緑化率は地区計画に規定	
55	屋外広告物条例	許可	事前に規制内容が確認されている場合は、設置の1か月前	屋外広告物を表示又は設置する場合、許可を要。ただし、自己用広告の総面積が10㎡以下のものは除く。	・禁止(指定区域、新幹線沿線指定区域、河川指定区域) ・掲出規制指定物件 ・禁止区域内適用除外、適用除外広告物有り	都市整備局 都市デザイン室 屋外広告物担当 Tel.045-671-2648、9 【市庁舎6F:中区港町1-1】

項目	種別	時期	概要	基準等	窓口等
56 臨港地区内の行為届出	届出	工事着手の60日前	建設(新設・増設)又は改良の行為をしようとする場合(敷地面積5,000㎡以上又は床面積2,500㎡以上)は、行為の届出要。	・廃棄物処理施設は面積に関係なく ・位置、種類、施設使用計画、輸送計画、廃棄物量処理計画	港湾局 管財第一課 Tel.045-671-7081【産業貿易センタービル:中区山下町2】
57 臨港地区内の構築物建設届	届出	建築確認申請の前	構築物を建設する場合は協議と届出が確認申請前に必要。	・(商・工業・ marina・修景厚生)港区毎の用途制限 ・事業概要、施設用途、海上輸送との関係	港湾局 管財第一課 Tel.045-671-7081【産業貿易センタービル:中区山下町2】
58 浄化槽設置基準	事前協議	建築確認申請の前	下水道未処理区域で建築等を行う場合は浄化槽設置事前協議要。	・浄化槽設置計画書3部(併願手続) ・浄化槽設置届出書2部(別願手続) ・添付書類(構造図、案内図、配置図、平面図、流末調査)	資源循環局 業務課 Tel.045-671-2547~8 【松村ビル6F:中区住吉町1-13】
59 受水槽設置基準	事前協議	建築確認申請の前	受水槽で飲料水を供給する建築物は事前協議が必要(1戸建住宅を除く)。	・設置箇所、点検スペース、安全対策、水槽構造等 ・口径75以上の給水工事の場合は各給水維持課へ	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
60 工場立地法	届出	着工の90日前(申請により30日まで短縮可能)	(製造業等工場、事業所)敷地面積9,000㎡以上、建築面積3,000㎡以上の新、増設等届出要。	・特定工場の敷地面積、建築面積 ・特定工場の生産施設面積、緑地面積、環境施設面積 ・特定工場の環境施設配置	経済局 産業立地調整課 Tel.045-671-2590 【関内駅前第一ビル5F:中区真砂町2-12】
61 建築物衛生環境確保(ビル管法)	事前協議	建築確認申請の前	特定建築物を建築する場合は確認申請前に事前協議、届出要。	・延面積(3,000㎡以上)興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、研修所、専修学校、専門学校等(学校教育法1条学校は8,000㎡)、旅館	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
62 旅館業施設の事前審査	事前審査	建築確認申請の前	旅館業施設を建築する場合は、建築確認申請前に外観等の基準の事前審査及び周辺の学校等への意見照会等を行う。	・旅館業施設の外観基準等の事前審査(旅館外観等調整会議の開催) ・周辺の学校等に対する意見照会	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
63 急傾斜地崩壊危険区域内の建築許可	許可	申請から許可まで土日祝日を除き20日	水の放流、停滞行為、工作物設置、改造、切土、盛土、立木伐採等の行為は許可要。	・区域を用途地域図等で確認 ・崩壊防止工事の施工有無を確認 ・施工内容確認(擁壁、法面保護、落石防止フンス等)	神奈川県 横浜川崎治水事務所 Tel.045-411-2500 【西区岡野町2-12-20 横浜西合同庁舎】
64 大規模施設県警協議	事前協議	計画立案の前	延面積10,000(百貨店等は売場面積3,000)㎡以上等の指定建築物を建築する場合は事前協議要。	・延面積10,000(百貨店等は売場面積3,000)㎡以上 ・百貨店等店舗・ホテル・事務所・病院・劇場 ・その他特に必要と認められる建築物	神奈川県警察本部 交通規制課道路協議係 Tel.045-211-1212(代表) 【中区海岸通2-4】
65 送電線付近の建築制限	事前協議	建築確認申請の前に協議	送電線周辺で宅地造成、建築、クレーン車輦等使用工事を行う場合は事前協議要。	・水平距離:建築限界線(3m) ・離隔距離:(3.0~6.6m) ・施工時に保全管理確認と安全協議を行う	東京電力様各工務所 神奈川カスタマーセンター Tel.:0120-99-5772若しくは045-394-2176
66 防災計画	事前協議	建築確認申請又は認可申請の前	建築物の高さ(31m超)、大規模複合建築物(10,000㎡超)、ホテル(5階以上又は地階が2,000㎡超)の場合、事前協議要。	・高層建築物(高さ31m超) ・旅館・ホテル(5階以上の階又は地階におけるその用途の床面積の合計が2,000㎡超) ・大規模複合用途建築物(各々の用途の床面積10,000㎡超又は避難施設を共用する床面積の合計が20,000㎡超)	建築局(建築・宅地指導センター) 建築審査課(審査検査係) 【昭和シェル山下町ビル5F:中区山下町193-1】 【鶴見・神奈川・西・保土ヶ谷・港北・緑・青葉・都筑】 Tel.045-210-9857 【中・南・港南・磯子・金沢・旭・戸塚・栄・泉・瀬谷】 Tel.045-210-9930 総務省関東総合通信局無線通信部陸上第一課電波伝搬障害担当 Tel.03-6238-1763
67 電波伝搬障害防止制度(電波法)	届出	建築確認申請の前	建築物の高さ(31m超)で、電波伝搬障害防止区域内に建築する場合、届出要。	建築物の高さは、PH、高架水槽、広告塔、エレベータ機械室等屋上突出物(避雷針を除く)を含めた、最高部までの高さ。	道路局 河川計画課(開発協議担当) Tel.045-671-2898 【横浜関内ビル11F:中区港町2-6】
68 特定都市河川浸水被害対策法	許可	雨水浸透阻害行為を行なう前	特定都市河川等に指定された区域で一定規模(1,000㎡)以上の雨水浸透阻害行為を行なう場合は許可要。	特定都市河川等に指定された区域	環境創造局 環境エネルギー課 Tel.045-671-2675 【関内中央ビル6F:中区真砂町2-22】
69 再生可能エネルギー導入検討及び報告制度	届出	建築確認申請の21日前	床面積2,000㎡以上の建築物の新築及び増改築する場合は届出要。	・床面積(増築又は改築の場合:当該部分床面積)の合計が2,000㎡以上の建築物	

確認申請					
70 建築基準法	確認	建築確認申請時	(建築主事確認物件の場合)		・建築局(建築・宅地指導センター)建築審査課(審査検査係)(本市に確認申請の場合) 【昭和シェル山下町ビル5F:中区山下町193-1】 【鶴見・神奈川・西・保土ヶ谷・港北・緑・青葉・都筑】 Tel.045-210-9857 【中・南・港南・磯子・金沢・旭・戸塚・栄・泉・瀬谷】 Tel.045-210-9930、
71 市建築基準条例	確認	建築確認申請時			
72 バリアフリー法・条例	確認	建築確認申請時	・病院、集会場、児童福祉施設など → 全ての建築物 ・劇場、百貨店など→300㎡以上 ・学校、ホテル、運動施設など→1,000㎡以上		・各指定確認検査機関(指定確認検査機関に確認申請する場合)
73 斜地建築条例(地下室マンション条例)	確認	建築確認申請時	共同住宅・長屋の地下室建築物の建築の制限。 (斜地開発行為の制限の場合は、15 へ)	・地下室建築物:第1種高度地区では階数5以下 第2種高度地区では階数6以下 ・斜地開発行為:盛土の制限、緑化等の義務	・建築局(建築・宅地指導センター)建築審査課(審査検査係)(本市に確認申請の場合) 【昭和シェル山下町ビル5F:中区山下町193-1】 ※開発行為になる場合は、15へ 【鶴見・神奈川・西・保土ヶ谷・港北・緑・青葉・都筑】 Tel.045-210-9857 【中・南・港南・磯子・金沢・旭・戸塚・栄・泉・瀬谷】 Tel.045-210-9930 ・各指定確認検査機関(指定確認検査機関に確認申請する場合)
74 横浜都心機能誘導地区建築条例	確認	建築確認申請時	関内駅及び横浜駅周辺の誘導地区における住宅等の用途を制限	・業務・商業専用地区:住宅等の立地を禁止 ・商住共存地区:住宅等の容積率を300%に制限 ・商住共存地区において、住宅等に誘導用途を併設した場合は市街地環境設計制度による緩和あり	・建築局(建築・宅地指導センター)建築審査課(審査検査係)(本市に確認申請の場合) 【昭和シェル山下町ビル5F:中区山下町193-1】 【鶴見・神奈川・西・保土ヶ谷・港北・緑・青葉・都筑】 Tel.045-210-9857 【中・南・港南・磯子・金沢・旭・戸塚・栄・泉・瀬谷】 Tel.045-210-9930、 ・各指定確認検査機関(指定確認検査機関に確認申請する場合) ※市街地環境設計制度による緩和は建築環境課(市街地建築係) Tel.045-210-9920 【昭和シェル山下町ビル7F:中区山下町193-1】
75 特別工業地区建築条例	確認	建築確認申請時	鳥浜工業地区及び金沢産業団地周辺の特別工業地区における住宅等の用途を制限	・特別工業地区:住宅等の立地を禁止	・建築局(建築・宅地指導センター)建築審査課(審査検査係)(本市に確認申請の場合) 【昭和シェル山下町ビル5F:中区山下町193-1】 【鶴見・神奈川・西・保土ヶ谷・港北・緑・青葉・都筑】 Tel.045-210-9857 【中・南・港南・磯子・金沢・旭・戸塚・栄・泉・瀬谷】 Tel.045-210-9930 ・各指定確認検査機関(指定確認検査機関に確認申請する場合)
76 地区計画条例	確認	建築確認申請時	建築物等の制限		・各指定確認検査機関(指定確認検査機関に確認申請する場合)
77 消防法・火災予防条例	同意	建築確認申請時	(消防長扱い) 階数5以上、又は延べ面積3,000㎡超の建築物の消防同意要。 (消防署長扱い) 階数4以下、かつ、延べ面積3,000㎡以下の建築物の消防同意要。	・消防同意事務区分(危険物規制は含まない) (消防長扱い)階数5以上、又は延べ面積3,000㎡超の建築物 (消防署長扱い)階数4以下、かつ、延べ面積3,000㎡以下の建築物	(消防長扱い) 消防局 指導課(消防設備係) Tel.045-334-6633 【保土ヶ谷区川辺町2-9】 (消防署長扱い) 所轄消防署
78 下水道法・条例(排水設備)	確認	建築確認申請時	敷地内の排水設備(水洗便所改造)計画の事前確認要。	・排水設備の新設、増設および改築等を行うとき ・地下排水槽、ディスプレイ排水処理システムの新設するとき ・手続きは各区土木事務所	環境創造局 管路保全課 Tel.045-671-2829【関内中央ビル7F:中区真砂町2-22】 各区土木事務所

建築工事					
79 工事監理者等の届出	届出	工事着手の14日前までに	(建築主事の検査物件)		建築局(建築・宅地指導センター) 建築審査課(審査検査係) 【昭和シェル山下町ビル5F:中区山下町193-1】 【鶴見・神奈川・西・保土ヶ谷・港北・緑・青葉・都筑】 Tel.045-210-9857 【中・南・港南・磯子・金沢・旭・戸塚・栄・泉・瀬谷】 Tel.045-210-9930
80 山留め施工計画書・施工図	報告	当該工事着手の7日前までに	(建築主事確認物件)高さ3mを超える根切り工事		建築局(建築・宅地指導センター) 建築審査課(構造係) Tel.045-210-9859 【昭和シェル山下町ビル5F:中区山下町193-1】
81 山留め施工計画書・施工図・構造計算書	報告	当該工事着手の7日前までに	(建築主事確認物件)高さ5mを超える根切り工事		建築局(建築・宅地指導センター) 建築審査課(構造係) Tel.045-210-9859 【昭和シェル山下町ビル5F:中区山下町193-1】
82 杭工事の施工結果報告書	報告	1回目中間検査申請時、報告要	(建築主事確認物件)杭工事を行なう建築物		建築局(建築・宅地指導センター) 建築審査課(構造係) Tel.045-210-9859 【昭和シェル山下町ビル5F:中区山下町193-1】
83 コンクリート工事の施工計画書	報告	当該工事着手の7日前までに	(建築主事確認物件)RC造、SRC造で、3階以上又は床面積500㎡以上		建築局(建築・宅地指導センター) 建築審査課(構造係) Tel.045-210-9859 【昭和シェル山下町ビル5F:中区山下町193-1】
84 コンクリート工事の施工結果報告書	報告	中間・完了検査申請時、報告要	(建築主事確認物件)RC造、SRC造で、3階以上又は床面積500㎡以上		建築局(建築・宅地指導センター) 建築審査課(構造係) Tel.045-210-9859 【昭和シェル山下町ビル5F:中区山下町193-1】
85 鉄骨工事の施工計画書	報告	当該工事着手の7日前までに	(建築主事確認物件)S造、SRC造で、3階以上又は床面積500㎡以上		建築局(建築・宅地指導センター) 建築審査課(構造係) Tel.045-210-9859 【昭和シェル山下町ビル5F:中区山下町193-1】
86 鉄骨工事の施工結果報告書	報告	中間・完了検査申請時、報告要	(建築主事確認物件)S造、SRC造で、3階以上又は床面積500㎡以上		建築局(建築・宅地指導センター) 建築審査課(構造係) Tel.045-210-9859 【昭和シェル山下町ビル5F:中区山下町193-1】
87 建設リサイクル法	届出	工事着手の7日前まで	特定建設資材を使用する一定規模以上の新築工事等に事前届出、分別解体等、再資源化等を義務付け。	・建築物の新築・増築工事で延べ床面積500㎡以上は届出要。 ・建築物の修繕・模様替等工事は請負金額1億円以上で届出要。 ・建築物以外の工作物に関する工事(土木工事等)で請負金額500万円以上は届出要。	資源循環局 産業廃棄物対策課 Tel.045-671-3446、3449 【松村ビル6F:中区住吉町1-13】
88 道路占用許可	許可	道路占用の概ね21日前までに	道路法の区域線内にある道路敷に工作物等を設置して占用する場合	横浜市道路占用許可基準(道路法32条) ・占用目的、占用物件種類・数量、占用期間 ・工事施工方法、道路の復旧方法 ・占用料、路面復旧監督費	各区土木事務所 又は 横浜国道事務所【神奈川区三ツ沢西町13-2】
89 中間検査	予約	中間検査予定日の2週間~3日前まで電話で予約を受付(建築主事の検査物件)	延べ面積50㎡以上(横浜市建築基準条例施行細則第17条参照)		建築局(建築・宅地指導センター) 建築審査課(審査検査係) 【昭和シェル山下町ビル5F:中区山下町193-1】 【鶴見・神奈川・西・保土ヶ谷・港北・緑・青葉・都筑】 Tel.045-210-9857 【中・南・港南・磯子・金沢・旭・戸塚・栄・泉・瀬谷】 Tel.045-210-9930 <非木造2階建以上ほかの構造検査>(構造係)Tel.045-210-9859
90 完了検査	予約	完了検査予定日の2週間~3日前まで電話で予約を受付(建築主事の検査物件)			建築局(建築・宅地指導センター) 建築審査課(審査検査係) 【昭和シェル山下町ビル5F:中区山下町193-1】 【鶴見・神奈川・西・保土ヶ谷・港北・緑・青葉・都筑】 Tel.045-210-9857 【中・南・港南・磯子・金沢・旭・戸塚・栄・泉・瀬谷】 Tel.045-210-9930



他法令	項目	種別	時期	概要	基準等	窓口等
	91 旅館業法	許可	建築工事完了後	旅館業(ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業)の経営を行う場合は許可要。	・申請者適格要件 ・周辺の学校等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないこと。 ・構造設備(外観、客室、玄関帳場等)	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
	92 公衆浴場法	許可	建築工事完了後(一般公衆浴場の許可申請は、建築工事着手前)	公衆浴場(銭湯、サウナ等)の経営を行う場合は許可要。	・設置場所の適正配置基準(一般公衆浴場のみ) ・構造設備(入浴設備、脱衣室、消毒設備等) ・ゴルフ場クラブハウス、スポーツクラブの浴場等も対象	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
	93 興行場法	許可	建築工事完了後	興行場(映画館、劇場等)の経営を行う場合は許可要。	・興行場:映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸、又は観せ物を公衆に見せ又は聞かせる施設 ・構造設備(換気・空調設備、照明設備、便所等)	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
	94 理容師法・美容師法	届出	建築工事完了後	理容所、美容所を開設する場合は事前の届出要。(施設基準等あり。)	・理容師(美容師)の設置 ・構造設備(消毒設備、採光・照明、換気等) ・使用(開設)前の施設の検査	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
	95 クリーニング業法	届出	建築工事完了後	クリーニング所を開設する場合は事前の届出要。(施設基準等あり。)	・クリーニング師の設置(取次店を除く) ・構造設備(採光、換気、洗濯物の保管設備等) ・使用(開設)前の施設の検査	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
	96 動物の愛護及び管理に関する法律	登録	建築工事完了後	動物取扱業を営む場合は事前の登録要。	・申請者適格要件 ・動物取扱責任者の設置 ・使用(開設)前の施設の検査	各区役所福祉保健センター 生活衛生課
	97 河川法・横浜市下水道条例	許可	占用の前	河川区域、保全区域・水路敷内で工作物を新築、改築、除却する場合等は河川管理者の許可要。	・河川・水路の特許使用(流水占用、土地占用、土石等採取)権 ・私権制限(新築、改築、除却許可)、完成検査 ・(土地形状変更、竹木の植栽、伐採、流送等)許可	国土交通省京浜河川事務所(Tel.045-503-4000)【 鶴見区鶴見中央2-18-1 】 神奈川県横浜川崎治水事務所(Tel.045-411-2500)【 西区岡野2-12-20 】 道路局河川管理課 Tel.045-671-2855 【 横浜関内ビル11F:中区港町2-6 】、 各土木事務所
	98 風営法	許可	建築物完成後。概ね55日要す。	風俗営業を営む場合は県公安委員会の許可要。	・申請者の要件、営業制限区域 ・営業所の構造設備基準 (客室面積、踊り場面積、照度、見通し、営業時間等)	所轄警察署
	99 大規模小売店舗立地法	届出	届出から8ヶ月開店制限あり	一の建物であって、その建物内の店舗面積(小売業を行うための店舗の用に供される床面積)の合計が1,000㎡を超える店舗	一の建物であって、その建物内の店舗面積(小売業を行うための店舗の用に供される床面積)の合計が1,000㎡を超える店舗	経済局 産業立地調整課 Tel.045-671-2590 【 関内駅前第一ビル5F:中区真砂町2-12 】



使用						
	100 建築物の定期報告	報告	検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月	横浜市建築基準条例施行細則第6条参照		建築局(建築・宅地指導センター) 建築審査課 定期報告窓口 Tel.045-210-9952 【 昭和シェル山下町ビル4F:中区山下町193-1 】
	101 建築設備(昇降機等)等の定期報告	報告	検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月	横浜市建築基準条例施行細則第7条参照		建築局(建築・宅地指導センター)建築審査課 定期報告窓口 Tel.045-210-9952 【 昭和シェル山下町ビル4F:中区山下町193-1 】
	102 省エネルギー法の定期報告	報告	届出年度から3年ごと	省エネルギー対策の維持保全の状況報告が必要。		建築局(建築・宅地指導センター)建築環境課(建築環境係) Tel.045-210-9928 【 昭和シェル山下町ビル7F:中区山下町193-1 】